

羅臼町告示 第 5号

公共工事の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表方法の告示

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条の規定による公共工事の発注の見通しに関する事項及び同法第8条の規定による公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の方法を次のとおり定めたので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び同令第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年4月22日

羅臼町長 湊 屋 稔

- 1 公表の方法 閲覧所を設け閲覧に供する。
- 2 閲覧所 羅臼町ホームページ及び羅臼町役場建設水道課内